

会 議 録

| | | | |
|------------|--|------|---------|
| 年 月 日 | 平成27年7月27日（月） | | |
| 開会時刻 | 午後2時00分 | 閉会時刻 | 午後3時40分 |
| 開催場所 | 条里南庁舎 会議室 | | |
| 出席委員 | 二階堂 衛、伊藤 孝俊、橋本 知加子、柴田 康裕、加賀谷 長吉 | | |
| その他 出席者 | 教育総務部長 柴田 恒宏 教育指導部長 石川 淳 教育総務部次長 高橋 功 教育総務課主幹 山本 信夫 文化財保護課専門監 高橋 輝幸 図書館課長 佐越 良子 教育指導課長 鈴木 雄幸 学校教育課長 飯野 由貴男 学校教育課政策監 遠藤 美紀子 学校給食課課長 上法 満 | | |
| 会議書記 | 教育総務課上席副主幹 富山 直美 教育総務課総務係主査 大塚 昭生 | | |

付議案件

- 承認第 8号 横手市文化財保護審議会委員の委嘱について
 議案第29号 平成28年度使用教科用図書の採択について【非公開】
 議案第30号 教育に関する事務の点検・評価報告書（平成26年度分）
 について

議決・承認事項

- 承認第 8号 横手市文化財保護審議会委員の委嘱について
 議案第29号 平成28年度使用教科用図書の採択について【非公開】
 議案第30号 教育に関する事務の点検・評価報告書（平成26年度分）
 について

《会議要旨》

二階堂委員長 大変暑い日が続いておりますが、皆様体調管理には十分お気を付けの上、頑張っていたいただきたいと思います。今日はよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より平成27年7月の定例教育委員会を開催いたします。

会議録署名委員は、2番橋本委員、5番二階堂、私でございます。よろしく願いします。参加はお集まりの部長、次長、課長、書記は教育総務課担当をお願いいたします。

それでは次第3の教育長報告をお願いいたします。

伊藤教育長

それでは教育長報告を申し上げます。

6月22日から7月26日までの主な参加行事について申し上げます。

6月24日から6月の定例市議会が開催されております。

26日の大森小学校を皮切りに、教育長訪問が始まりまして、夏休みを迎えるまでの期間で小中学校15校の訪問を済ませております。教育委員の皆様にも時間を取ってご参加いただいております。この場を借りて感謝申し上げます。

まずまずどの学校も順調なスタートを切り、大きな事故等もなく順調に学校経営が進んでいるように思いました。

当市が進めようと思っている重点事項については、今後も様々な機会を捉えて強調しながら、学校間で大きな差が出ることがないように、教育内容についてはどの学校も頑張っていけるようにお話申し上げていこうと思っております。

7月1日、戦没者追悼式に参加させていただきました。

3日からは、全国ブロック選抜高校男子バレーわか杉カップがございました。この後行われるインターハイ等での雄物川高校の活躍をお祈りするところであります。

あとは、教育長訪問がずっと続いておりますが、7月9日、創立140周年記念児童集会ということで、睦合小学校からお声がかかりましたので参加させていただきました。児童集会ということですので、子供たちが中心になって140周年を記念するという会でありました。

小さい学校ならではの家族的な雰囲気の中で、1年生から6年生まで大変頑張っております。

13日には市議会の臨時議会がございました。これは、ク
リーンプラザの予算についての議会であります。人件費等の
高騰があり、予算の組み替えをしたということでもあります。

17日は、7月の定例校長会ということで、参加をいたし
ました。

以上でございます。

二階堂委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございましたら
お願いいたします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、4の議事に入らせていただきますが、
ここで日程の変更をお願いします。本日の日程第2と日程第
3を入れ替えて審議させていただきますので、よろしくお願
いします。

では、日程第1 承認第8号 横手市文化財保護審議会委
員の委嘱について説明をお願いいたします。

文化財保護課専門監 —資料に基づき説明する—

二階堂委員長 ただ今の説明につきまして、ご質問ご意見等ございましたら
お願いいたします。

柴田委員 人選についてどうこうと言うわけではありませんが、例え
ば半田さんは充て職でしょうか。文化財保護協会連絡協議会
の会長さんだからということでしょうか。

文化財保護課専門監

特に充て職ということではありません。

今回の前の期の時は、各地区から選んでおりました。横手
市を3つに分けて、東部、南部、西部の3地区から各1
名出していただいておりますが、今回からより専門性を高

めようということで、地域全体に精通している人1名ということで半田さんをお願いすることになりました。

柴田委員 はい、わかりました。もう一つ、この中で横手市在住の方は何名いらっしゃいますか。

文化財保護課専門監

横手市在住は、半田さんと高橋務さんの2名です。

二階堂委員長 柴田委員よろしいですか。

柴田委員 はい。

二階堂委員長 ほかにございましたらお願いします。

—なし—

二階堂委員長 ないようですので、日程第1 承認第8号 横手市文化財保護審議会委員の委嘱についてご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

二階堂委員長 ご異議ないようですので、日程第1 承認第8号を承認とさせていただきます。

続いて、日程第2 議案第30号 教育に関する事務の点検・評価報告書（平成26年度分）について説明をお願いいたします。

教育総務部次長

—資料に基づき説明する—

二階堂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問ご意見ございましたら

たらお願いします。

橋本委員 13ページの教育総務課 再生可能エネルギー等導入事業について、総評の方にも載っていましたが、平常時の活用についてです。この事業は災害発生時の非常用電源ということのようですが、平常時にも活用することを考えていらっしゃるのでしょうか。

教育総務部次長 平常時は、発電した電気を校舎内で使用できるようになっております。

橋本委員 今現在ですか。

教育総務部次長 はいそうです。蓄電池にある程度ためて、余った分は校舎の中で使用できるようにしてございます。

橋本委員 はい、わかりました。あともう一点よろしいでしょうか。18ページの学校教育課 学校保健管理事業について、受診者数や受診率等数字で載っていて大変わかりやすかったです。その中の、小児生活習慣病予防検診の実施についてですが、例えば小学4年生は対象者758人で受診者704人となっております。受診していない人の理由がわかれば教えていただきたいのと、小児生活習慣病予防検診の受診の進め方もわかれば教えてください。

学校教育課政策監

小児生活習慣病予防検診につきましては、強制ではなく、あくまでも希望を取りまして実施させていただいております。法的に決められた事業ではないので、希望があった方のみ実施しております。あくまでも保護者の皆様の同意を得て実施しているということです。

橋本委員 希望という形で通知をこちらから出すのでしょうか。希望を募るのではなく、例えばある程度のラインがあると思うのですが、そのラインの方々には通知を出すのでしょうか。

学校教育課政策監

血圧測定ですとか血液検査をまずは実施しておりますが、

その事業を、受けます・受けませんを選択していただく形で実施しております。さらにその後で、肥満度が高い場合は、栄養士さんからの指導を行うことを考えておりますので、その場合はさらにもう一度指導の方の希望を取って実施しております。

橋本委員 はい、わかりました。肥満傾向の出現率のパーセンテージが上がっているようなので、今後とも頑張ってくださいよう、よろしくお願いいたします。

二階堂委員長 ほかにございましたらお願いします。

加賀谷委員 教えていただきたいのですが、20ページの教育指導課「心の教室相談」事業ですけれども、事業の効果に書かれていることや、日頃から教育長が言っている「アンテナの高さじゃないんだよ、感度・精度の問題だ。」ということ踏まえて、先生達も生徒とコミュニケーションをとって頑張っておられると思いますけれども、実施状況のところ、いじめゼロ、前年度もゼロ、部活動もゼロとなっておりますが、どうもゼロというのは信じがたいような気もするのですがどうなんでしょうか。

教育指導課長 この事業に関しては、横手北中学校と山内中学校に相談員を1名ずつ配置したもので、この2校に関する内容です。この2校において、実際に子供が相談に来た件数であって、いじめについての認知件数ではありません。もし、いじめについての認知件数に関しては、違った数字になるかもしれません。

加賀谷委員 あくまでも相談に来た件数ということですね。実際の認知件数だと違った数字が出る可能性もあるということですね。

教育指導課長 はい。

伊藤教育長 あくまでも「心の教室相談」の事業の中でという限定で、相談員に来た件数なので、実際に学校全体の数字ではありません。

加賀谷委員 もう一点いいでしょうか。

二階堂委員長 はい、どうぞ。

加賀谷委員 24ページの教育指導課 スクールガード・リーダー配置事業で、スクールガード・リーダーさんの頑張りは先生とお話しする機会があった時に聞いておりますので、大変頑張っておられるなと思っておりますが、今後の課題・改善策のところ、危険予測能力・回避能力を身に付けさせるということが書かれておりますけれども、具体的にどのような方策を考えておられるのでしょうか。

教育指導部長 担当課は教育指導課で、学校の生徒指導担当がケアさせていただいておりますが、今の件について直接的な部分につきましては、学校教育課で県の事業により横手市全市的に、特に小学校において、危険予測能力や体験活動、指導者の養成や講習の実施を予定しております。「わたりジョーズ君」という人形のようなものを活用しながら、小学校であれば、低学年は低学年なりに、高学年は高学年なりに、学校の中で実際の横断歩道の状況や自転車操作のための状況をつくりながら、現場を想定した活動を予定しております。昨年度の課題を踏まえて今年度はさらに踏み込んだ形で実施するようにしていくつもりです。

加賀谷委員 危険予測能力というのは、いかに事前に危険を排除するかということに尽きると思うのです。例えば少し悪いのですけれども、先週金曜日夏休みに入る直前の下校指導で朝倉小学校へ行ってきました。その時に子供たちが両手に抱えきれないぐらいの荷物を持ってきていました。もっと早めに、2・3日前から小分けして持っていかせるような方法をとれないものかなというのが1つと、ポリのレジ袋1枚に本をいっぱいに入れていたために、袋が破れて本を学校の前で散らばした子供が何人もいました。例えば、どうしてもレジ袋を使うのだとしたら2・3枚重ねるとか、エコバックのようなものを使うとか先生たちにもう少し考えていただけたら、まさに、予測できる危険排除になるのではないかなと思いました。散らかした子供が5人ぐらいいたようでしたが、その時に先生たちが特に手伝うわけでもなく、周りにいた人たちが助けて

いました。危険排除はそういう細かいことから始まっていくものではないかと思いました。

教育指導部長 貴重なご意見ありがとうございます。学校では特に夏休み前の小学校に関しては、絵の具・習字道具・ピアノカ・体操着・教科書・授業で使った作品などたくさんございまして、かなり現場サイドでは、早めに少しずつということに取り組むように努力はしていると思いますが、やはり場合によっては、まだ十分徹底されておらないようです。今一度機会を捉えて、委員ご指摘のように、学校側で危険を排除するような努力をしないといけないと思いますので、参考にさせていただきながら、この後指導していきます。

二階堂委員長 よろしいですか。

加賀谷委員 はい。

二階堂委員長 それでは、ほかにございますか。

柴田委員 20ページの教育指導課 「心の教室相談」事業ですが、前年比88マイナスとなっているのは、問題が少なくなっているというように評価するのか、それともこれを利用していると言いますか必要頻度が落ちていると解釈するべきなのか、どうお考えになっていきますか。

教育指導課長 生徒たちの相談員についての活用状況については、このようになっております。ただ、先生に相談できないときに相談員に相談しているということが非常にありますので、これ自体はだいぶ浸透してきていると思います。横手北中学校と山内中学校にはこういう相談員がいて、先生以外にも相談できるよということ、ただ、この数字が増えたから良いものか、数字が減ったから悪いものかというものではないとは思いますが、生徒の実態としてみると、前年と比べて子供たちの認識とか関心の状況が変わってきているということはあると思います。

二階堂委員長 マイナス88と言いながら、その他がマイナス105という数字がウエイトを占めていますね。

柴田委員 私は、一番の心のカウンセラーは担任の先生だと思っているので、まずは担任の先生に相談に行くのが良いと思っています。ただ、やはり担任の先生に行けないケースもある。そういう場合にこの相談員制度があると昨年答弁いただいたと思っています。それが減っているということは、問題が少なくなっているということが一番良いのですが、はたして生徒たちが、これをどれほど活用しようと思っているか、生徒のニーズにしっかり対応しているものかということです。相談員に相談すると心が落ち着くというようにしていかないと意味がないものになってしまうと思うので、そのへんを数字からどう判断するかわかればと思い質問したものです。

《 14:30 休憩 》

《 14:37 再開 》

二階堂委員長 それでは、ほかにございましたらお願いいたします。

柴田委員 細かいことですが、誤字だと思われる個所等があります。25ページの「邸」は「的」、52ページの「可決」は「解決」、53ページの「頂いた」は「いただいた」ではないでしょうか。あと、去年も質問があったと思うのですが、26ページの「障害児」は、法律でこの表記になっているので使っているということでしたが、今年もこのままでいくのでしょうか。

二階堂委員長 表記の確認ですね。

教育指導課長 25ページは「的」に、26ページの「障害」の害はひらがなにします。

※事業名のみ漢字表記する。

図書館課長 52ページと53ページはご指摘のとおりでございます。訂正させていただきたいと思えます。

二階堂委員長 ということで、ご指摘の点については以上でよろしかった

でしょうか。

柴田委員 はい。

二階堂委員長 では、ほかにございましたらお願いいたします。

柴田委員 もう一点いいですか。

二階堂委員長 はい、どうぞ。

柴田委員 60ページの文化財保護課 各資料館の運営事業の一番最後のところに、地域の一体感のことで、市全体の歴史文化を紹介できるというところに、これが、歴史文化と言えるかどうかには意見があると思いますが、今学校がどんどん統合されて無くなっていく中で、今までの学校の歴史というものを一か所に集めて保管・展示して、市民がいつでもそこに行けば、無くなってしまった学校の資料が閲覧できるようにするというような考え方はありますか。

文化財保護課専門監

確かにそういう考えはあると思います。一部の学校については、統廃合の際に学校から雄物川郷土資料館にいただいているものもありますが、だいたいは、新しい学校に引き継いでいるものと思います。今おっしゃったように、無くなった学校についての資料を集めて展示するというのは、十分あり得る考え方だと思います。

柴田委員 ここに、市全体の歴史文化を紹介できる展示施設ということが書かれてありますので、もし、そういう方向に動くとなれば、市民がそういうものを目にできるように、展示施設の中に1コーナーでもいいので作っていただけるような計画を盛り込んでいただければと思います。

二階堂委員長 ここで取り上げられている雄物川郷土資料館ですとか、ほろわの里資料館などは限られた資料館で、もちろんこの中で展示ということもないわけではありませんが、各地域には地域局というものがもちろんあるわけですので、その中で一つのスペースをそういうものに活用するという考え方もで

きるのではないかなと思います。いろいろな考え方があるかと思いますが、今仰ったことは大変良いアイデアだなと思って聞いておりましたので、その辺のところをいろいろな方面からご検討いただければいいのかなと思っておりましたのでよろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

柴田委員 はい。

二階堂委員長 私から一点あります。昨年も教科書の展示会があったわけですがけれども、こちらの事務については、報告書の中に見つけられなかったのですがこれは事業には入らないのでしょうか。

伊藤教育長 何年かに一回しかないもので、県との協力関係の中で広く紹介すべきだろうということで行ったものなので、横手市で単独でお金を出して実施した事業ではありません。

二階堂委員長 そういうことで記載していないのですね。わかりました。ほかにございましたらお願いします。

教育指導部長 先ほどの柴田委員の「障害」の表記の解釈の件で、誤解のないように若干の補足説明をさせていただきます。一般的な法律用語、又は、文科省から様々でているものの中で、例えば「知的障害」というように用語として法律で定められているものについては漢字を使うことをご理解いただきたいと思います。ただ、横手市の上級コーディネーターといったような各学校で指導的役割をしている教諭、または、教育指導課の特別支援担当の指導主事などは、様々な指導を行う場面において学校の中で、子供たちや保護者とのやり取りでは、「がい」の字を使うことについて配慮して、ひらがなの表記としております。そういった使い分けをしていることを前提にご理解していただきたいと思います。

二階堂委員長 はい、ありがとうございます。ほかにございましたらお願いします。

—なし—

二階堂委員長　　ないようですので、日程第2　議案第30号　教育に関する事務の点検・評価報告書（平成26年度分）について原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

—異議なし—

二階堂委員長　　ご異議ないようですので、日程第2　議案第30号は承認とさせていただきます。

次に移ります。議案第29号　平成28年度使用教科用図書採択については、適正かつ公正な審議を確保することから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、非公開で審議することに異議ございませんでしょうか。

全委員　　異議なし

二階堂委員長　　異議なしと認め、本件の審議については非公開で行います。関係参与を除く参与と傍聴人の退席を求めます。

—議案第29号を非公開で審議—

《　議事終了　》

—各課長から事業報告等あり—

二階堂委員長　　これをもちまして平成27年7月の定例教育委員会を終了いたします。

参 考

※文化財保護審議会とは

文化財に関する各分野について知識を有する方々が委員となり、文化財を保存や活用するための重要事項について、教育委員会からの求めに応じて調査や審議を行い、専門的な立場から意見を述べる組織です。

※教科用図書の採択とは

学校で使用する教科用図書を決定することです。市町村立の小中学校で使用される教科用図書の採択の権限は市町村教育委員会にあり、4年ごとに採択替えが行われます。また、採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までに行うこととなっております。

※教育に関する事務の点検・評価報告書とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は教育行政事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することになっております。